

コミュニティセンター感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月20日作成
令和3年12月1日改訂
令和4年11月1日改訂
令和5年3月13日改訂
令和5年5月8日廃止

コミュニティセンターにおいて、感染リスクを極力減らしながら、安心して施設を利用し
ていただくために、本ガイドラインに従って運営を行ってください。

なお、本ガイドラインは、国及び県の対応方針の変更等を踏まえ、適宜改訂します。

1 指定管理者が講じるべき措置

(1) 「三つの密」を避けるための取り組みの徹底

- ア 密閉空間を避けるため、定期的に窓の開放による換気を行う。
- イ 密集場所・密接場面を発生させないため、人と人との距離を確保するようお願いする。

(2) ウイルス飛沫・付着予防対策の実施

アルコール消毒液の設置、入館時の検温、「ドアノブ、電気スイッチ、電話（スマホ）」の3つのDなどの不特定多数の人が触れる箇所の定期的な消毒等を実施する。また、利用者に手洗い・手指消毒等の基本的な感染予防対策を徹底するようお願いする。

(3) 感染追跡調査を可能とするための措置の実施

陽性者の施設利用が明らかとなり、名古屋市保健所事業所チームにおいて感染追跡調査が必要と判断された場合は、利用者へ連絡する必要がある。そこで速やかな感染追跡調査が可能となるよう利用者全員との連絡体制づくりを利用申込者に徹底する（利用申込者が市へ提供する個人情報には、必要に応じて保健センター等へ情報提供する旨の同意を前提とする）。

(4) 指定管理者の感染防止対策の実施

管理人等の健康状態の把握（検温の実施など）に努めるとともに、手洗い・手指消毒の徹底等により感染防止対策を行う。

(5) 所管課との連携等

陽性者の施設の利用が明らかになった場合には、速やかに各区地域力推進室に連絡を取り対応を協議し、必要時に名古屋市保健所事業所チームが行う感染追跡調査の実施に協力する。また、陽性者の感染可能期間内に施設を利用する場合などの消毒が必要な場合は、消毒を実施する。

2 市が講じるべき措置

コミュニティセンター利用者や指定管理者に陽性者が発生した場合について、スポーツ市民局地域振興課及び該当区の地域力推進室は、各区保健センターに情報提供を行い、指定管理者と施設の消毒について協議するとともに、名古屋市保健所事業所チームが感染追跡調査を実施する場合は協力する。

3 利用者をお願いすること

- (1) 発熱や咳、倦怠感などの体調不良時には、施設の利用を自粛する
- (2) 密閉空間を避けるため、窓を開けて換気を行う
- (3) 密集場所・密接場面を発生させないため、人と人との距離を確保する
- (4) 手洗い・手指消毒の徹底等により、ウイルスの飛沫・付着を予防する
- (5) 感染者発生の際、必要時に感染追跡調査が可能となるよう利用申込者は、利用者全員と連絡が取れる体制を確立する
- (6) 感染者と接触した可能性がある場合には、必要時に名古屋市保健所事業所チームが実施する感染追跡調査に協力する

※別添の「コミュニティセンター利用に関する注意事項」の使用責任者への説明などにより周知する

4 マスクの着用について留意すること

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるため、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、配慮をする。

作成：名古屋市スポーツ市民局地域振興課（TEL：972-3130）